

第3章 資料編

1 人権教育をめぐる近年のトピック

●はリンクにて読取可能

(1) 同和問題（部落差別）を解消しよう

- 「[部落差別の解消の推進に関する法律](#)」(H28 法律第 109 号)

この法律では、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものだという認識の下に、部落差別の解消に関し基本理念を定めています。

学校では、地域の実情、児童生徒の発達段階に応じて、人は等しく基本的な人権を享有することを学ぶことが大切です。新たな差別を生むことがないよう、その内容・手法等には配慮が必要です。

- ・「改めて同和問題について考えてみませんか」リーフレット(人権教育啓発推進センター)【図】

法の施行後数年が経過しました。
理解への取組は進んでいますか？



出身地や住んでいる場所ではなく
『その人自身』に目を向けよう！

- ・《参考》高等学校新規卒業者の就職における公正採用について

高等学校新規卒業者の応募用紙については、昭和 48 年から全国統一の応募用紙を使用しています(平成 17 年改訂)。本籍欄、保護者氏名・続柄、家族欄、色覚欄の削除が行われた他、面接や作文等においても思想・信条や信仰、家庭環境等に触れる出題はしてはならないことになっています。



(2) ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」(R1)においては、ハンセン病患者であった者等に加え、その家族に対しても差別が禁止されました。

- ★厚生労働省「ハンセン病の向こう側 ハンセン病問題を正しく伝えるために」中学生用/指導用パンフレット <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html> 【学習例 9 参照】

- ・ハンセン病家族国家賠償請求訴訟 熊本地方裁判所 原告勝訴判決(R1.6)

- [ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話](#) (R1.7)

抜粋「かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。…」

- 国立ハンセン病資料館（東京都東村山市） <http://www.hansen-dis.jp>



(3) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、生命と安全に関わる重大な問題です。拉致問題を人権問題として捉え、認識を深めることが大切です。

- [内閣官房拉致問題対策本部](#) <https://www.rachi.go.jp/index.html>

拉致問題の解説、映像作品（アニメ「めぐみ」及び映画「めぐみ」、「～メッセージ～家族たちの思い」）、「作文コンクール」等の情報が掲載されています。学校での指導に活用ください。

※アニメ「めぐみ」は、短縮版の DL が可能になりました。

- ◆H31 年度「人権教育の手引き」の中に、学習指導案を掲載しています◆



(4) 外国人の人権を尊重しよう

日本に駐留する外国人は年々急増しており、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否などさまざまな人権問題が発生しています。偏見や差別意識を解消し、多様性を受け入れ、一人一人の人権を尊重していくことが重要です。



●「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(外務省 HP)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html

・「入管法改正による新しい在留資格 特定技能の創設」解説(外務省 HP)

・『外国人』に関する参考資料」文部科学省 HP (外国人登録法、難民の地位に関する条約、ヘイトスピーチ解消法 等)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankoryo/1322240.htm

◆◆「やさしい日本語」について◆◆◆ (静岡県多文化共生課 手引きより)

「やさしい日本語」とは、①簡易な表現を用い、②文の構造を簡単にし、③漢字にふりがなを振るなどした、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語です。2016年に静岡県多文化共生課が実施した調査によると、「やさしい日本語であれば理解できる」とした外国人県民が6割程度であるのに対して、「英語が理解できる」とした外国人県民は2割程度にとどまりました。つまり、多くの外国人県民にとって、「やさしい日本語」は「英語」よりも有効な情報伝達手段であり、また、多言語による情報発信よりも低コストで実施できるものです。考案当初は、主に災害発生時の情報伝達手段として使われていましたが、現在では各自治体、NPO等において、生活情報や観光情報等を伝える手段としても使われるようになりました。児童生徒の学習保障のために、また多文化共生のための手段として御活用ください。【学習例6参照】



●「静岡県庁『やさしい日本語』の手引き」静岡県くらし・環境部県民生活局多文化共生課 (H30.2)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-160/documents/yasazentai.pdf>

(5) オリンピック・パラリンピックと人権

令和3年度に「東京2020オリンピック」が開催予定となりました。国際オリンピック委員会(IOC)によって採択された「オリンピック憲章」では、「スポーツをすることは人権の一つである」とされ、友情・連帯・フェアプレーの精神の大切さが謳われています。また、「オリンピック憲章の定める権利及び自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」とされています。

・公益財団法人 日本オリンピック委員会「オリンピズム」HP <https://www.joc.or.jp/olympism/>

国際パラリンピック委員会では、「勇気：マイナスの感情に向き合い、乗り越えようとする精神力」「強い意志：困難があっても諦めず限界を突破しようとする力」「インスピレーション：人の心を揺さぶり、駆りたてる力」「公平：多様性を認め、創意工夫をすれば、誰もが同じスタートラインに立てることを気づかせる力」の価値を重視しています。

・日本パラリンピック委員会「パラリンピックとは」HP <https://www.jsad.or.jp/paralympic/what/index.html>

授業で…

5つの輪の意味／参加国の生活と文化を知ろう／スポーツの意味／パラスポーツ体験 等々

(6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

・1899年制定の旧法が(H9・1997)年まで存続。

・アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(H9 法律第52号)

・国連「先住民族の権利宣言」(H19・2007)採択 →有識者懇談会、アイヌ政策推進会議設置

・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(通称：アイヌ新法)(H31 法律第16号) この法律では、北海道のアイヌ民族が日本の「先住民族」であることが初めて明記されました。

●ウポポイ『民族共生象徴空間』(北海道白老町) R2.4 開園

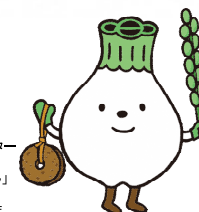
…国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園、慰霊施設 <https://ainu-upopoy.jp/>



ウポポイPRキャラクター

「トウレットボン」

提供：文化庁



(7) 子供の人権を守ろう

国連にて「児童の権利に関する条約」が1989年に採択されました。[生きる権利][育つ権利][守られる権利][参加する権利]の四本柱で成り立っています。虐待をはじめ様々な問題について見直してみる必要があります。



(リーフレット)
静岡県健康福祉部
こども未来局
こども未来課



● 文部科学省「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」(R1.5)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

平成31年1月の千葉県野田市の小学生死亡事案等を受け、文部科学省は、令和元年5月に「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き」を公表しました。学校や教育委員会などの関係者は、虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨むことが大切です。学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村(虐待対応担当課)や児童相談所などへの通告や情報提供を速やかに行うことが必要です。

また、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合は、**情報元を保護者に伝えないこと**とするとともに、**児童相談所などと連携しながら対応する必要があります**。学校が保護者から威圧的な要求や暴力の行使などを受ける可能性がある場合は、即座に設置者に連絡すると同時に、設置者と連携して速やかに児童相談所や警察、弁護士などの専門家と情報共有し、対応を検討することが重要です。

学校の通告判断のポイント

- ① 確証がなくても通告すること。(誤りであっても責任を問われない)
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所などの専門機関であること。
- ③ 保護者との関係よりも、子供の安全を優先すること。
- ④ 通告は守秘義務違反には当たらないこと。



● 文部科学省「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育 児童虐待から子供たちを守るために」HP

<http://www.katei.mext.go.jp/contents7/>

親が「児童のしつけに関して体罰を加えてはならない」点などを盛り込んだ改正児童虐待防止法、改正児童福祉法(R2.4)、厚生労働省指針等が施行されます。最新の法令・通達を参照下さい。

・厚生労働省「子ども・子育て 児童虐待防止対策」HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html



その他、文部科学省HPでは、個別の各人権課題に関する参考資料が掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/index.htm



2 見直しましょう、あなたの人権感覚

日頃の人権教育への取組を点検・評価するためのチェックリスト【教職員用】です。子供たちの人権意識を育てていく上で、私たち教職員の日頃の言動には大きな影響力があります。各学校の実態に合わせて活用し、私たち自身の人権感覚を磨いていきましょう。

四段階評価 ◎○△× で評価してみましょう

		項 目	/	/	/		
1	話すこと・聞くこと	日常生活	どの子供にも積極的に挨拶をしていますか。				
2			子供一人一人の顔を見て、敬称をつけて名前を呼んでいますか。				
3			不調を訴える子供の言葉を受け止めていますか。				
4			子供の言葉遣いに注意を払っていますか。				
5			丁寧な言葉遣いをし、子供の模範となっていますか。				
6			一人でぼつんとしている子供に声掛けしていますか。				
7	授業等	授業等	子供の努力を認める言葉掛けをしていますか。				
8			プライバシーにかかわることや失敗等を全体で話していませんか。				
9			多様な意見や考え方を取り上げていますか。				
10			子供たちの発表する姿勢、聞く姿勢は整っていますか。				
11			どの子供にも発言する機会を与えていますか。				
12			間違いや失敗を嘲笑する子供を見逃していませんか。				
13	行動・態度	日常生活	教師自身の発言と行動に矛盾はありませんか。				
14			子供との約束は守っていますか。				
15			教師自身が間違った時は、誤りを認め適切な行動を取っていますか。				
16			チャイムでの授業開始・終了など、教師自身が時間を守っていますか。				
17			どのクラスの子供にも同様の指導をしていますか。				
18		授業等	授業等	授業の中で子供が協力し合う場面を設定していますか。			
19				授業の中で多様な意見が出されるように工夫をしていますか。			
20				友達の意見や努力を、お互い評価し合う場面を設定していますか。			
21		各場面	各場面	できる子、できない子等先入観を持って子供と接していませんか。			
22				子供同士、兄弟姉妹などと比較してしまっていないか。			
23				欠席や空席の確認を行っていますか。			
24				清掃等の活動を子供と一緒にしていますか。			
25				どのような理由があっても、体罰はしていませんか。			
26		環 境	環 境	視力や聴力、身長、男女等に配慮した座席配置になっていますか。			
27				教室や廊下の整理整頓、掲示物等の適切な管理につとめていますか。			
28	子供たちの交友関係を把握していますか。						
29	そ の 他	そ の 他	教職員間に、何でも話し合える協力体制がありますか。				
30			職場環境にふさわしい話題や対人関係となっていますか。				
31			個人情報について、適切に取り扱っていますか。				
32			保護者や地域の方々との連絡・協力体制がありますか。				

気付いたこと、感じたことをメモしておきましょう。

3 関係機関及び相談機関の紹介

24時間子供SOSダイヤル (静岡県教育委員会)	0120-0-78310 (なやみいおう) いじめなど、子供のSOS全般を受け止める相談窓口です。子供や保護者等が、電話で悩みを相談することができます。 24時間
静岡県教職員不祥事根絶窓口 教職員倫理110番 みんなのヘルプ相談窓口 (静岡県教育委員会)	教職員による法令違反やハラスメント等で困っている場合の相談窓口です。 0120-793-242 県立学校教職員の方は「教職員不祥事根絶窓口」へ 県民の利用は「教職員倫理110番」へ 児童・生徒の利用は「みんなのヘルプ相談窓口」へ それぞれ相談できます。(電話にてお伝え下さい) kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp
総合教育センターの面接相談 (静岡県総合教育センター)	0537-24-9738 予約受付時間 平日9:00～17:00 不登校や非行など子どもの心と教育上の悩み、特別な教育的支援など などについて、子ども本人やその保護者、先生が相談できます。 掛川会場(月～金)9:00～17:00 沼津会場(水・金)9:00～16:00
教育相談ハロー電話 「ともしび」 (静岡県総合教育センター)	ハローハロー 055-931-8686 (沼津) 054-289-8686 (静岡) 0537-24-8686 (掛川) 053-471-8686 (浜松) 平日 9:00～17:00 (年末年始を除く) 子どもや保護者の悩み相談電話です。匿名で相談できます。
若者こころの悩み相談窓口 (静岡県健康福祉部障害福祉課)	0800-200-2326 若者が、悩みを電話で相談できます。24時間
静岡県 LINE 相談 (静岡県健康福祉部)	ID @shizusoudan で検索 土日祝日の17:00～21:00, 及び長期休み明け(5,8,3月)平日10日間の15:00～21:00
静岡県人権啓発センターの 出前人権講座等 (静岡県健康福祉部地域福祉課)	054-221-3330 人権啓発のための出前人権講座や、研修会等に使用するビデオやDVD等の教材の貸出しをしています。(電話)
子どもの人権110番 (静岡地方法務局)	0120-007-110 (ゼロゼロなのひやくとおぼん) 子どもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談です。併せて、小中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。平日8:30～17:15
少年サポートセンター (静岡県警察本部少年課)	0120-783-410 (各地区共通番号) 少年の非行・犯罪被害に関する相談窓口です。平日8:30～17:15
子どもの権利に関する相談 (静岡県弁護士会)	054-252-0008 (静岡) 053-455-3009 (浜松) 055-931-1848 (沼津) いじめや体罰などの学校での困り事や児童虐待、非行などの相談窓口 です。相談申込に応じ相談日時を決定します。(初回無料)
あざれあ相談 (静岡県男女共同参画センター 「あざれあ」)	女性相談 0558-23-7879 (賀茂) 055-925-7879 (東部) 054-272-7879 (中部) 053-456-7879 (西部) 月火木金 9:00～16:00, 水14:00～20:00, 第2土曜13:00～18:00 男性相談 054-272-7880 第1・3土曜13:00～17:00
児童相談所全国共通ダイヤル (静岡県児童相談所)	189 (いちはやく) 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談できる全国共通の電話番号です。24時間

4 人権教育に関するDVD・書籍の活用

静岡県教育委員会では、人権啓発DVD・書籍の貸出を行っています。詳しい情報は、静岡県教育委員会のHPを御覧ください。▷▷▷ **静岡県教委 人権教育** で検索

ちょっと紹介…

DVD

- No.161 静岡県「心のバリアフリー～障害者差別解消法がめざす共生社会の実現～」〈学習例5〉
- No.152 シリーズ映像で見る人権の歴史 第6巻 日本国憲法と部落差別 〈基礎 若い世代の教員向け〉
- No.145 障害のある子 障害のない子 ～ちがいを認めて助け合おう～ 〈小学校高学年向け〉
- No.114 わかったつもりでいませんか？セクハラ対策の新常識 全2巻
- No.102 未来への虹 -ぼくのおじさんはハンセン病- 〈アニメで学ぶハンセン病〉 等

書籍 No.1 子どもによる子どものための「子どもの権利条約」(小口尚子・福岡鮎美著, 小学館) 〈小学校中学年から向け〉

—令和2年度啓発活動強調事項(法務省)—

- | | |
|----------------------------------|------------------------------|
| 1 女性の人権を守ろう | 10 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう |
| 2 子どもの人権を守ろう | 11 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう |
| 3 高齢者の人権を守ろう | 12 インターネットを悪用した人権侵害をなくそう |
| 4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう | 13 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう |
| 5 同和問題(部落差別)を解消しよう | 14 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう |
| 6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう | 15 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう |
| 7 外国人の人権を尊重しよう | 16 人身取引をなくそう |
| 8 HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう | 17 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう |
| 9 ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう | |

令和2年度 静岡県人権教育の手引き「想像しよう 共感しよう」

— 実践学習編 気付きから行動へ—

発行 令和2年5月

発行者 静岡県教育委員会 教育政策課 人権教育推進室

編集 静岡県人権教育指導資料検討委員会

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話番号 054-221-3133

F A X 054-221-3561

U R L <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-020/jinken/jinkenkyouiku.html>

E-mail kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp



表紙の写真は、令和元年度人権教育研究指定校の裾野市立東中学校、掛川市立曾我小学校、県立稲取高等学校から提供していただきました。

静岡県教育委員会発行「人権教育の手引き」一覧

平成24年度発行	平成25年度発行	平成26年度発行	平成27年度発行
			
<p>平成23年度版人権教育の手引きの姉妹版です。11の参加体験型学習の学習例・ワークシートを提案しています。</p>	<p>日頃の教職員の言動を人権教育の視点から価値付け、人権感覚あふれる言葉かけを集めました。人権感覚のチェックシート等も掲載したリーフレットです。</p>	<p>5つの参加体験型学習の提案とともに、17の個別の人権課題について、解説をしています。平成27年度版と一緒に活用すると効果的です。</p>	<p>平成26年度版人権教育の手引きの姉妹版です。17の個別の人権課題についての実践学習例を掲載しています。</p>
平成28年度発行	平成29年度発行	平成30年度発行	平成31(令和元)年度発行
			
<p>さまざまな人権課題のうち、「インターネットに関する人権侵害」と「性的少数者に対する人権侵害」を特集しています。平成28・29・30年度版と一緒に活用すると効果的です。</p>	<p>さまざまな人権課題のうち、「外国人の人権」と「障害者の人権」について特集しています。平成28・29・30年度版と一緒に活用すると効果的です。</p>	<p>さまざまな人権課題のうち、「子どもをめぐる人権」について特集しています。平成28・29・30年度版と一緒に活用すると効果的です。</p>	<p>11の参加体験型学習の学習例・ワークシートの提案とともに、個別の人権課題に関する近年のトピックについて紹介しています。各項目から、各資料へリンクをたどることができます。</p>

令和2年度 静岡県人権教育の手引き

想像しよう 共感しよう

— 実践学習編 気付きから行動へ —

